|  |
| --- |
| ～商店街の街路灯への電気料の助成として～  **商店街共同施設電気料補助** |
| 【内　容】商店街が管理する街路灯等の電気料の一部補助を通して、  　　　　 商店街の環境整備事業や経済事業の促進を図っています。  【対　象】商店街が管理する街路灯の電気料  アーケード開閉の動力電気料  ※消費税及び地方消費税額は対象外となります。  【補助率】街路灯電気料　20%以内  動力電気料　　10％以内  【申請時期】令和７年1月上旬～2月上旬頃  ※申請のご案内につきましては、令和７年1月頃に別途お知らせいたします。  【根　拠】商店街共同施設電気料補助要綱  【令和６年度予算額】500万円　・申請状況に応じ予算内での分配  【提出書類】   1. 商店街共同施設電気料補助金交付申請書（様式第１号） 2. 電気料金領収書（令和６年１月～１２月までの１年分）   ・領収書紛失・破棄された場合→「領収事実証明書（九州電力の場合）」など電気料金の支払いの事実が分かる書類   1. 請求書（様式第３号）　・必要に応じて委任状 2. 商店街団体の収支予算書、収支決算書 3. 商店街会員名簿   ⑥ 振込先通帳の写し |

|  |
| --- |
| ～防犯カメラや街路灯を計画中の方に～  **商店街共同施設補助** |
| 【内　容】商店街の環境整備事業促進を目的に、商店街が、防犯カメラや街路灯等を整備する際に助成します。    【対　象】防犯カメラ、街路灯、アーチ、案内板、共同駐車場、  カラー舗装、アーケード等で総工費が５０万円以上のもの。  ※修理・撤去・維持管理費用は対象外  ※消費税及び地方消費税額は対象外となります。  【助成額】補助対象事業費の１/３以内で､上限額１００万円。    【申請時期】  令和6年度に当補助金活用のご相談をいただきました事業につきまして、令和7年度予算にて予算措置を行い、令和7年度（令和7年4月以降、交付決定後）に実施していただきます。  令和7年度実施事業の要望調査につきましては、令和6年夏頃を予定しております。別途お知らせいたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。  【根　拠】熊本市商店街共同施設補助金交付要綱 |

|  |
| --- |
| ～高度化事業への取り組みを計画中の方に～  **高度化事業に対する助成制度** |
| 【内 容】  商店街振興組合等が高度化資金を活用し、アーケードの設置やカラー舗装に取り組む場合に助成しています。  【対 象】  高度化施設であるアーケードやカラー舗装等の環境整備を行う場合・中小企業が高度化資金を活用し、共同店舗等を整備する場合  【助成額】   1. **商店街等環境整備事業の場合** （１）対象事業費が1億円以内のとき、対象事業費の20%以内 （２）対象事業費が1億円を超えるとき、2000万円に1億円を   超える額の10%を加算、上限3000万円  **２．一般高度化事業（共同店舗等の設置の場合）** 　　対象事業費の10%以内、上限1000万円  【申請時期】  事前の相談を受けて予算措置をしますので、計画段階であらかじめ  ご相談ください。  【根　拠】熊本市中小企業振興助成条例 |

|  |
| --- |
| ～商店街の法人化を計画の方に～  **組織化に対する助成** |
| 【内　容】任意の商店街が法人化（商店街振興組合・事業協同組合）  　　　　して、運営を開始したときに助成しています。  【助成額】　１組合あたり10万円  【申請時期】事前の相談を受けて予算措置をしますので、計画段階で  　　　　　 あらかじめご相談ください。  【根　拠】　熊本市中小企業振興助成条例 |

|  |
| --- |
| **商店街を支援するため**  **下記の事業も行っています** |
| **【商店街通行量調査事業】**  　商工会議所と合同で、商店街活性化の基礎資料として、市内の  　　主要商店街で通行量の計測を行っています。  　昭和４３年より継続実施(平成9年～１５年は３年毎に実施)  平成２３年度より１０月中旬実施  **【情報の発信】**  商店街の支援情報などを熊本市ホームページに掲載しています。また、各商店街の取り組みやイベント情報などを、ホームページ  や市政だよりで広く市民の方に紹介しています。 |

|  |
| --- |
| **熊本市への**  **商店街の登録について** |
| 熊本市から商店街関連補助制度のご案内など各種情報を受け取るには、本市に商店街の登録をしていただく必要があります。  　 登録に必要な書類は以下のとおりです。  　①商店街設立届出(別紙様式のとおり)  　②商店街会則、規約等  　③事業計画書  　④当該年度の収支予算書  　⑤会員名簿  　⑥役員名簿  　⑦地図(ゼンリン地図等で商店街の範囲を示したもの)  　さらに、郵送だけでなく、メールによる情報発信も行っております。メールによる情報の受取りをご希望の方は、下記の方法でご登録下さい。  　【登録方法】  商業金融課宛（syougyoukinyuu@city.kumamoto.lg.jp）に、  ①商店街団体名、②担当者名、③団体での役職を記載の上、  メールを送信して下さい。  ※メールでの情報受取り希望の旨、記載願います。  ご不明な点は、商業金融課へお問い合わせください。 |

**商店街設立届**

　　年　　月　　日

熊本市長　宛

住 所

団体名

ふりがな

代表者

商店街を設立いたしましたので届け出ます。

１．組織名称

２．設立年月日

３．会員数

４．事務所の住所　〒 熊本市

　　　　　　　　　ＴＥＬ FAX

　　　　　　　　 Email

５．添付書類

1)商店街会則、規約等

2)事業計画書

3)当該年度の収支予算書

4)会員名簿

5)役員名簿

6)地図(ゼンリン地図等で商店街の範囲を示したもの)

|  |
| --- |
| ～令和４年度からの運用変更～  補助金の対象経費における消費税及び地方消費税の考え方について |
| 国や県の補助金等の多くの支援制度において、消費税及び地方消費税額が補助対象外経費とされていることに鑑み、本市の商店街団体等向けの支援制度においても本年度より消費税及び地方消費税額を補助対象外とする運用に変更させていただきます。  運用の変更に伴いご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。 |